奈良工業高等専門学校入試作業部会細則

平成22年11月10日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、奈良工業高等専門学校運営会議規程第8条の規定に基づき、入学試験実施を円滑に図るために、入試作業部会を設置する。

(業務)

- 第2条 部会は、会議より付託された入試広報及び入学者選抜に関する業務の企画・運営を行うものとする。
- 2 部会は第1項に掲げる業務について、必要に応じて、校長に報告しなければならない。

(構成)

- 第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 教務主事
 - 二 教務主事補
 - 三 校長が指名する者 若干名
 - 四 学生課職員 若干名

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

- 第5条 部会に、部会長を置き、第3条第1号の者をもって充てる。
- 2 部会に、部会長代理を置き、第3条第2号の委員のうち部会長が指名した者をもって充てる。
- 3 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会長代理が、その職務を代行する。

(事務)

第6条 部会に関する事務は、学生課で行う。

(雑目1)

第7条 この細則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附則

この細則は、平成22年11月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。